

議員発案第5号

地域間格差を拡大する「地方移譲」に反対し、信濃川
水系信濃川の直轄継続と事業促進を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成21年12月11日

提出者	加茂市議会議員	高井	保
賛成者	同	大平	一貴
同	同	保坂	裕一
同	同	山田	義栄
同	同	小野	吉太郎
同	同	安武	秀敏
同	同	樋口	浩二

平成21年12月22日議決

加茂市議会議長 茂岡 明与司

地域間格差を拡大する「地方移譲」に反対し、信濃川
水系信濃川の直轄継続と事業促進を求める意見書

加茂市は、木工、繊維、電気器具、機械、金属、皮革製品、食料品等の全国的に見てもまれな複合産業が集積し発展している地方都市です。産業基盤を支えるのは信濃川水系信濃川を中心とする社会資本であり、地域経済にとって不可欠な存在となっています。

しかし、地方分権改革推進委員会は、国の権限の地方移譲について、社会資本整備を実施する地方整備局などを廃止・統合することを求めており、今後は事業の遅延や維持管理水準の後退が懸念されます。

加えて「地方分権」については、国の来年度予算編成と同様に国民生活の利便性や地方の継続的な発展の観点が十分に議論されていないことから、本来の目的である「国民・住民のための行政組織の確立」から、「道州制の確立に向けた分権改革」へと姿を変えています。

また、国の事業に対し、地方自治体との「二重行政」であると批判していますが、「行政の住み分け」であると考えています。国が「幹」となり最重要である本川や国道を担当し、県はそれに次ぎ「枝」となる支川や地方道を担当し、市町村では「葉」となる支川や地方道を担当しており、決して「二重行政」とは言えません。

国が担当する河川や道路などの社会資本は、全国の整備状況や地域特性を熟知し、地域間に大きな差が生じないように整備を行うべきであるし、憲法に謳われる「法の下での平等」「住居・移転の自由」「生存権と国の社会的使命」を果たすため、国に課せられた責務です。

引き続き、幹となる社会資本の整備を国が行うことは、多くの国民、とりわけ地方に住む国民にとって必ずや有益であると考えます。

さらに、災害時に必要な幹線道路の緊急復旧、大規模な河川施設の機能確保などは、連続的かつ広域的に対応することが最善であり、引き続き、国が行うべきであるし、緊急的な復旧が困難な地方自治体への支援は、被災地以外から求めなければならないことから、国が行うことで、より迅速に対応することが可能となります。

特に信濃川を含めた河川の整備や維持管理は、加茂市民の安全・安心を確保するためには、大変重要であり、災害時は大型の人的支援や機器の保有・保管、高い技術力を要する国土交通省の各地方整備局や事務所が実施することが、最も適切です。

こうしたことから、地方整備局や国道・河川の各事務所で実施してきた事業や役割は、引き続き継続して実施していくことが、国民・市民の安全で安心な生活を確保し、産業基盤を揺るぎないものとするためには重要です。そのため、加茂市に関連する国土交通省北陸地方整備局及び管轄する信濃川下流河川事務所及び信濃川下流河川事務所三条出張所を存続することは、業務を担当する職員の立場としても、不可欠であると考えています。

よって、政府におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望いたします。

記

1. 「二重行政の解消」というキャッチフレーズだけの改革を改め国民の生命・財産を守るために必要な公共事業については、引き続き国がその責任において実施すること。

2. 住民の安全・安心な生活を脅かし、地域間格差の拡大につながる直轄事業の地方移譲及び国土交通省地方出先機関の統廃合は行わないこと。
3. 加茂市において重要な河川である信濃川は国が直轄管理を継続するとともに、国土交通省北陸地方整備局及び、信濃川下流河川事務所をはじめ事務所に付随する出張所を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年12月22日

加茂市議会議長 茂岡 明与司

内閣総理大臣
総務大臣
行政刷新担当大臣
財務大臣
国土交通大臣
北陸地方整備局長
様

議員発案第6号

私立高校生が学費を心配せず安心して学べるようにするために、
学費軽減制度の拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成21年12月15日

提出者 加茂市議会議員 森 山 一 理

賛成者 同 亀 山 重 光

同 同 中 野 元 栄

同 同 安 田 憲 喜

同 同 安 中 弘

同 同 樋 口 博 務

平成21年12月22日議決

加茂市議会議長 茂 岡 明与司

私立高校生が学費を心配せず安心して学べるようにするために、
学費軽減制度の拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書

私立高校は、建学の精神にもとづいて教育をすすめる公教育機関として、独自の伝統、
教育システムにもとづく教育を提供してきました。

しかし、私立高校における学費（初年度納入金）は、全国平均で約71万円と公立高校
学費の6倍にも達しており、生徒・保護者の重い負担となっています。とくに、昨今の厳
しい経済情勢のもとで、学費が払えずに学校を辞めざるを得ない生徒、深刻な滞納を抱え
ている生徒が後を絶たず、また私立高校に魅力を感じながらも多くの生徒が私立高校への
進学を断念せざるを得ない現状があります。

こうした生徒・保護者の深刻な学費負担を軽くし、私学教育の本来の良さをいっそう発
揮していくためには、学費の公私格差を是正し、私立高校の高い学費を抑え、教育条件の
維持・向上をはかることが重要です。

よって、政府におかれては授業料助成制度の実現など、私学助成の増額・拡充にいっそ
う努力されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年12月22日

加茂市議会議長 茂岡明与司

内閣総理大臣
文部科学大臣
財務大臣
総務大臣
衆議院議長
参議院議長

様

議員発案第7号

私立高校生が学費を心配せず安心して学べるようにするために、
学費軽減制度の拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書

上記の議案を次のとおり提出する。

平成21年12月15日

提出者 加茂市議会議員 森 山 一 理

賛成者 同 亀 山 重 光

同 同 中 野 元 栄

同 同 安 田 憲 喜

同 同 安 中 弘

同 同 樋 口 博 務

平成21年12月22日議決

加茂市議会議長 茂 岡 明与司

私立高校生が学費を心配せず安心して学べるようにするために、
学費軽減制度の拡充など私学助成の増額・拡充を求める意見書

私立高校は、建学の精神にもとづいて教育をすすめる公教育機関として、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供してきました。

しかし、私立高校における学費（初年度納入金）は、県内平均で約52万円と公立高校学費の4倍にも達しており、生徒・保護者の重い負担となっています。とくに、昨今の厳しい経済情勢のもとで、学費が払えずに学校を辞めざるを得ない生徒、深刻な滞納を抱えている生徒が後を絶たず、また私立高校に魅力を感じながらも多くの生徒が私立高校への進学を断念せざるを得ない現状があります。

こうした生徒・保護者の深刻な学費負担を軽くし、私学教育の本来の良さをいっそう発揮していくためには、学費の公私格差を是正し、私立高校の高い学費を抑え、教育条件の維持・向上をはかることが重要です。

よって、県知事におかれては学費軽減制度の拡充など、私学助成の増額・拡充にいっそう努力されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成21年12月22日

加茂市議会議長 茂岡 明与司

新潟県知事様